

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破中学校先行迂回その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社空環設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、施設管理者等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により提案力等を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社空環設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9365）

随意契約理由書

1 案件名称

国際見本市会場（インテックス大阪）1・2号館改修工事基本設計（建築・設備）
業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 東畑建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、所管所属や施設運営者の要望を的確に捉え、設計に反映する能力が求められる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 東畑建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-7875)

随意契約理由書

1 案件名称

山口第2住宅1～3号館解体撤去工事－2 監理業務委託

2 契約の相手方

㈱公共建築設計監理企画室

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては、㈱公共建築設計監理企画室が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

市営住宅の建替配置基本計画図等作成設計業務委託

2 契約の相手方

アールイーマネジメント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、市営住宅の建替等にかかる設計を行うにあたって、事前に必要となる書類調査・現地調査等を通じた課題の把握、課題解消に向けた建替方針案の検討、基本計画図等の作成を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、建築基準法等の関係法令の遵守や建替に伴う計画敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、基本計画図に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においてはアールイーマネジメント株式会社が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9243）

随意契約理由書

1 案件名称

インテックス大阪 6 号館消火設備改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、設備機器の改修工事を行うにあたり、既設設備の機能維持及び施設利用者の安全対策等に対して、工事請負業者や本市職員と連携し施設管理者等に説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、施設管理者等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社日本設備総合研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（企画設計グループ）

（電話番号 06-6208-9349）

随意契約理由書

1 案件名称

花と緑と自然の情報センター熱源設備改修工事外1件設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2370)

随意契約理由書

1 案件名称

八阪中学校西校舎棟増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務・積算業務・工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

横堤中学校プール設置その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務・積算業務・工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

成南中学校各所改修その他工事設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 都市環境設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社都市環境設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

中央卸売市場本場西棟北西側外構改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

カナン設計事務所 本田 昌紀

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては カナン設計事務所 本田 昌紀 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀川区老人福祉センター外壁改修その他工事外1件監理業務委託

2 契約の相手方

カナン設計事務所 本田 昌紀

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては カナン設計事務所 本田 昌紀 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

随意契約理由書

1 案件名称

インテックス大阪6号館消火設備改修その他建築工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 アイプラス設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 アイプラス設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（企画設計グループ）

（電話番号 06-6208-7875）

随意契約理由書

1 案件名称

難波中学校南東校舎棟増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務・積算業務・工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

平野西小学校西校舎棟増築その他設備工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務は「平野西小学校西校舎棟増築その他設備工事設計業務委託（以下、当初設計業務委託という。）」で当初行う予定としていた設備積算業務を、時期を改めて実施するものである。

当初設計業務委託を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であり、協議の継続性を確保するため、設計業務・積算業務・工事監理業務までの一連の業務を一括して行う事業者を選定している。

一連の業務を実行する委託業務において、前述の能力を有する事業者を選定することが委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用した。

設計業務・積算業務・工事監理業務までの一連の業務に対する、プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について評価を行ったところ、株式会社総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であったため、当初設計業務委託において目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、令和6年度に随意契約を締結した。

当初設計業務委託では、令和8年度の工事発注へ向けて、令和7年度内に設備設計業務から設備積算業務までを行う予定としていたが、関連業務である「平野西小学校西校舎棟増築その他工事積算設計業務委託（以下、建築積算業務委託という。）」が不
落となったことから工事発注の目途が立たず、事業計画の見直しが必要となった。

建築積算業務委託の入札が成立して新たな工事発注時期が確定するまでの期間に設備積算業務を先行して実行することはできないため、令和8年2月に設備設計業務が完了した時点で、当初設計業務委託の一部であった設備積算業務を一旦取り止めざるを得なかった。

その後、令和7年度に建築積算業務委託の再発注を行い、業者が決定し、工事発注の目途が立ったため、当初設計業務委託で一旦取り止めた設備積算業務を今般、改めて発注することとしたものである。

なお、プロポーザル対象の一部であった本業務については、プロポーザルでの評価時から業務の目的・内容に変更はなく、事業計画のスケジュール変更に伴う契約となることから、設計業務・積算業務・工事監理業務まで行う事業者としてプロポーザル方式で選定された上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

(様式 2)

随意契約理由書

1 案件名称

平野北中学校 2 校舎棟他長寿命化改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社莫建築事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社莫建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

平野西小学校西校舎棟増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 池下設計

3 随意契約理由

本設計業務は、「平野西小学校西校舎棟増築その他工事設計業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和7年度に実施設計図面の作成を行い、完了している。

令和7年度に積算業務を行い、令和8年度に工事発注予定であったが、「平野西小学校西校舎棟増築その他工事積算設計業務委託」が不落となったことから、工事の発注スケジュールを変更した。また、設計業務の中で行う見積徴取業務は積算業務で算出した数量をもとに行うため、積算業務で数量の算出ができた後に行うこととした。その後、令和7年度に積算設計業務委託の再発注を行い、「平野西小学校西校舎棟増築その他工事積算設計業務委託ー2」の業者が決定し、積算業務の実施に伴う積算事務所からの質疑への回答および図面への反映や工事価格算出のための見積徴取が必要となった。

本業務は、既に完了している実施設計図面に沿って業務を行うこととなり、当初の受注者へ委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。また、株式会社池下設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

東淡路小学校南校舎棟増築その他工事－2第3次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 上坂設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社上坂設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

もと東住吉区役所矢田出張所解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

櫻設計合同会社 新井 理恵

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては櫻設計合同会社 新井 理恵が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

助松寮解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

櫻設計合同会社 新井 理恵

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては櫻設計合同会社 新井 理恵が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

入舟寮（うみねこ寮）解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

櫻設計合同会社 新井 理恵

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては櫻設計合同会社 新井 理恵が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

田辺中学校南校舎棟増築その他設備工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務は、「田辺中学校南校舎棟増築その他設備工事設計業務委託（以下、当初設計業務委託という。）」の内容見直しを行うものであり、上記業者は令和6年度に実施設計図面の作成を完了している。

当初設計業務委託の実施中、令和6年12月24日付けの大臣合意（教師を取り巻く環境整備に関する合意）により、中学校の学級編成の標準が40人から35人に引き下げられたことを受け、主管局より普通教室の追加整備の依頼があった。

普通教室の追加に伴い、エレベーター位置の変更や各教室の配置変更等、校舎形状の変更を行う必要が生じたため、当初設計のままでは工事発注できず、発注を見合わせる事となった。

工事を発注するにあたり、当該内容を反映した図面の修正及び当初設計業務委託で取りやめた積算業務を実施する必要がある。

本業務は、既に完了している実施設計図面を修正して行うものであり、当初受注者へ委託することで業務の一元化が図られ、責任の所在が明確となる。

株式会社日本設備総合研究所は設計内容を熟知しており図面データも保有していることから、これを活用することで迅速かつ効率的に業務を実施できるため、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

桃陽小学校北校舎棟増築その他設備工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務は、「桃陽小学校北校舎棟増築その他設備工事設計業務委託（以下、当初設計業務委託という。）」の内容見直しを行うものであり、上記業者は令和6年度に実施設計図面の作成を完了している。

当初は令和7年度に工事発注を行う予定で設計を進めていたが、主管局と建設局との道路整備協議の結果、計画敷地周辺の道路整備を先行して行う必要があるため、事業計画の見直しを行うこととなった。

道路整備協議の結果、計画敷地の形状が変更となり、配置計画の見直し及び仮設校舎の形状変更等が必要となった。これらの変更により、配管の敷設位置や空調設備の設置場所の検討等を行う必要があり、当該内容を反映した図面修正及び当初設計業務委託で取りやめた積算業務を実施する。

本業務は、既に完了している実施設計図面を修正して行うものであり、当初受注者へ委託することで業務の一元化が図られ、責任の所在が明確となる。

株式会社総合計画は設計内容を熟知しており図面データも保有していることから、これを活用することで迅速かつ効率的に業務を実施できるため、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9365)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

加賀屋中学校西校舎棟増築その他設備工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務は、「加賀屋中学校西校舎棟増築その他設備工事設計業務委託（以下、当初設計業務委託という。）」の内容見直しを行うものであり、上記業者は令和6年度に実施設計図面の作成を完了している。

当初は令和6年度に工事発注を行う予定で設計を進めていたが、併行して実施していた土地の履歴調査により土壌汚染の詳細調査が必要であることが判明した。主管局において、土壌汚染詳細調査を実施した結果、基準値を超える有害物質を含有する箇所が確認された。

環境局の指示により、工事施工にあたり土壌汚染の除去等の措置を講じる必要が生じたため、工事発注を見合わせる事となった。

工事を発注するにあたり、当該措置内容を反映した図面修正及び当初設計業務委託で取りやめた積算業務を実施する。

本業務は、既に完了している実施設計図面を修正して行うものであり、当初受注者へ委託することで業務の一元化が図られ、責任の所在が明確になる。

株式会社総合計画は設計内容を熟知しており図面データも保有していることから、これを活用することで迅速かつ効率的に業務を実施できるため、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

中道小学校南校舎棟ほか増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務・積算業務・工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

(様式 2)

随意契約理由書

1 案件名称

西野田幼稚園トイレ改修その他工事外 2 件設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社トクオ

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社トクオが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2334)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度学校標準図の改訂等設備設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務は、学校の新增築等にかかる設計を行う際に必要となる学校平面図、平面詳細図、空調設備検討など学校標準図の改訂等を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎ホール照明設備改修工事に伴う建築工事監理業務委託

2 契約の相手方

アトム建築設計工房 河野 昭彦

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては アトム建築設計工房 河野 昭彦 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

随意契約理由書

1 案件名称

西三国小学校南校舎棟他増築その他設備工事設計業務委託 2

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務は、「西三国小学校南校舎棟他増築その他設備工事設計業務委託」の内容見直しを行うものであり、上記業者は令和6年度に実施設計図面の作成を完了している。

令和7年6月23日に「西三国小学校南校舎棟他増築その他工事」の入札が不落となったことにより、関連する設備工事の発注を見合わせる事となった。

工事を発注するにあたり、建築担当において関係各局と協議した結果、給食室への空調機設置等に伴う設計の追加や図面及び関係協議資料の一部修正が必要となった。

これに伴い、設備担当においても当該内容を反映した図面修正及び関係協議資料の一部修正を実施する。

本業務は、既に完了している実施設計図面を修正して行うものであり、当初受注者へ委託することで業務の一元化が図られ、責任の所在が明確となる。

株式会社総合計画は設計内容を熟知しており図面データも保有していることから、これを活用することで迅速かつ効率的に業務を実施できるため、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9365）

随意契約理由書

1 案件名称

高見町保育所便所改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社大匠建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社大匠建築設計事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

随意契約理由書

1 案件名称

インテックス大阪 6 号館吸収式冷温水機等更新工事基本設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 新日本設備計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、所管所属や施設運営者の要望を的確に捉え、設計に反映する能力が求められる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社新日本設備計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ（大規模改修担当）
（電話番号 06-6208-9349）

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

西野田幼稚園外構改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

カナン設計事務所 本田 昌紀

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては カナン設計事務所 本田 昌紀 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）